

自治公民館における禁煙状況について（調査とお願い）

■ 健康増進法（平成14年法律第103号）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、（中略）その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（中略）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

■ 厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日、健発0225第2号）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。（以下略）

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。（以下略）

■ 健康ほくえい計画（平成24年3月策定）

(5) 生活習慣病の予防 — 地域で生活習慣病の予防に取り組む — 自治会公民館の禁煙…

● 集会施設・自治公民館 全面禁煙（建物内禁煙）の状況について

自治会名	H24.11	H25.11	自治会名	H24.11	H25.11	自治会名	H24.11	H25.11
江北	○		山西	○		下種		
江北浜			みどり西	○		上種		
東新田場			小河原団地			茶ヤ条	○	
西新田場			みどり南	○		西高尾		
国坂			国坂東			東高尾		
国坂浜	○		さつきヶ丘			岩坪		
大野	○		みどり二区	○		高千穂	○	
田井			国坂中団地	○		由良宿1区		
土下			さくら団地			由良宿2区	○	
米里	○		西園	○		由良宿3区	○	
北条島	○		東園			由良宿4区	○	
北尾			東園浜	○		由良宿5区		
弓原	○		六尾	○		由良宿6区		
弓原浜			六尾北団地			由良宿7区	○	
駅前	○		瀬戸	○		緑ヶ丘団地	○	
下神	○		原			妻波	○	
松神	○		大島			大谷		
曲	○		西穂波			別所	○	
みどり一区	○		穂波	○		比山	○	
向山団地			亀谷	○		青木		
中央団地			東亀谷	○		二子塚団地		
						計	33	

■ 受動喫煙を防ぎましょう ■

平成 21 年度は 25 自治会でしたが、平成 24 年度は 33 自治会が禁煙になり、8 つの自治会が増えました。

喫煙は喫煙者本人だけでなく、家族や周囲の人の健康にも影響を及ぼします。

たばこの煙には約 200 種類以上の有害物質が含まれています。

喫煙者本人が吸う煙を「主流煙」、たばこの先端から立ち上る煙を「副流煙」といいます。

そして、自分自身が喫煙しなくても、喫煙者と同じ空間にいることで副流煙を吸いこんでしまう人のことを「受動喫煙者」といいます。

分煙場所として公民館の入口を喫煙場所にすることは、受動喫煙防止の効果がありません。入口は、公民館に来た人が必ず通る場所のうえ、煙が屋内に入りやすい場所でもあります。分煙場所は入口や窓から遠く離れた場所が望ましいでしょう。

公民館は公共の施設です。みなさんが気持ち良く使えるように引き続き禁煙にご協力ください。

公民館等を健康づくり応援施設にしませんか？

鳥取県では、県民の健康づくりを支援するため、運動・食事・禁煙に取り組む施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定しています。

申請し、県に認定されるとステッカーが配布されます。

自治会のみなさんが禁煙・分煙による健康づくりにとりくみませんか？

申請をご希望の自治会は健康推進課までご連絡ください。(電話 37-5867)

■ 健康づくり応援施設ステッカー ■

